

守谷市審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関する基本的な事項を定め、市民に対して審議会等の会議状況を明らかにすることにより、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号。以下「条例」という。）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議する場合
- (2) 公開することにより審議会等における当該会議の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前項に定める会議の公開基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、その理由を示さなければならない。

5 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等の長は、公開にあたり会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 審議会等の長は、前項の秩序の維持に必要と認めるときは、傍聴者に対して会場から退出を求めることができる。
- (5) 資料の閲覧及び提供は、守谷市情報公開条例第6条第1項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとし、施策方針の決定前の検討資料については、閲覧及び提供は行わない。

6 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 会場に入室する前に受付において、住所、氏名等を記入すること。
- (2) 発言や私語などをしないこと。
- (3) 委員等の意見への批判や可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。

- (4) みだりに席を離れたり、歩き回ったりしないこと。
- (5) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするなど、使用をしないこと。
- (6) 会場内での撮影や録画もしくは録音はしないこと（携帯電話による行為も同様とする）。
- (7) 危険物の持ち込みや横断幕、プラカードなどの掲示はしないこと。
- (8) 酒気を帯びて入室しないこと。
- (9) 会議室内では、水やお茶等の軽い飲み物等は可とするが、菓子、弁当等の食事はしないこと。
- (10) 前号に掲げるもののほか、会場の秩序又は進行の妨害となるような行為はしないこと。

7 会議開催の周知

- (1) 審議会等は、会議を開催するにあたって、次に掲げる事項を会議の開催日の1週間前までに公表しなければならない。
 - ① 開催の日時
 - ② 開催の場所
 - ③ 議題
 - ④ 傍聴者の定員
 - ⑤ 傍聴の手続
 - ⑥ 審議会等の担当課名等問い合わせ先
 - ⑦ その他必要な事項
- (2) 前項の会議開催の案内を市役所掲示板に掲示し、合わせてのホームページ及び広報もりやに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りではない。

8 会議録の作成及び公表

- (1) 会議録の作成は、第1号様式に準ずること。
- (2) 会議録の作成は、審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。
- (3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。
- (4) 会議結果の公表等
審議会等は、会議結果についてホームページで会議録の公表に努めるものとする。

9 施行期日

- (1) この指針は、平成16年4月1日から施行し、平成16年7月1日以降に開催される審議会等の会議について適用する。
- (2) この指針は、平成20年7月14日から施行する。